

2019 年 10 月 1 日

(株)東京環境測定センターニュース

(No.212)

令和元年 8 月から 9 月の前線に伴う大雨による災害により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（令和元年環境省令第 8 号。以下「特例省令」という。）が、令和元年 10 月 1 日に公布され、同日施行されることになりましたのでお知らせいたします。

今回の省令施行は、令和元年 8 月から 9 月の前線に伴う大雨（台風第 10 号、第 13 号及び第 15 号を含む。）による災害（以下「本件災害」という。）の発生に伴い、被災地域においては、膨大な量の廃棄物が発生しており、それらの中には、家屋等の損壊により、コンクリートの破片等が一般廃棄物として排出されたものが大量に含まれている。そのため、これらのコンクリートの破片等の迅速かつ円滑な処理を進めるための特例措置を講じたものです。

下記環境省ホームページを参照ください。

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k082.pdf>

御質問、問合せは、技術グループ TEL03(3895)1924 までお願いします。